

「介護サービス情報の公表」の手引き

2009

平成21年6月30日 発行

広島県介護サービス情報公表センター
社会福祉法人 広島県社会福祉協議会

目 次

「介護サービス情報の公表」制度の概要	1
1 制度の趣旨	1
2 制度のしくみ	1
3 広島県における実施体制	1
4 対象サービス	2
5 対象事業者	4
6 公表される内容と方法	4
7 事務手数料	5
報告・調査・公表の手順	6
1 報告について	6
2 調査について	9
訪問調査の流れ	10
3 公表について	15
その他	16
1 対象外事業者について	16
2 休止・廃止（指定辞退）を予定している事業者について	16
お問い合わせ先	17
「介護サービス情報」に係る各種届出様式集	18
参考資料 - 「介護サービス情報の公表」に係る関連法令等 -	24

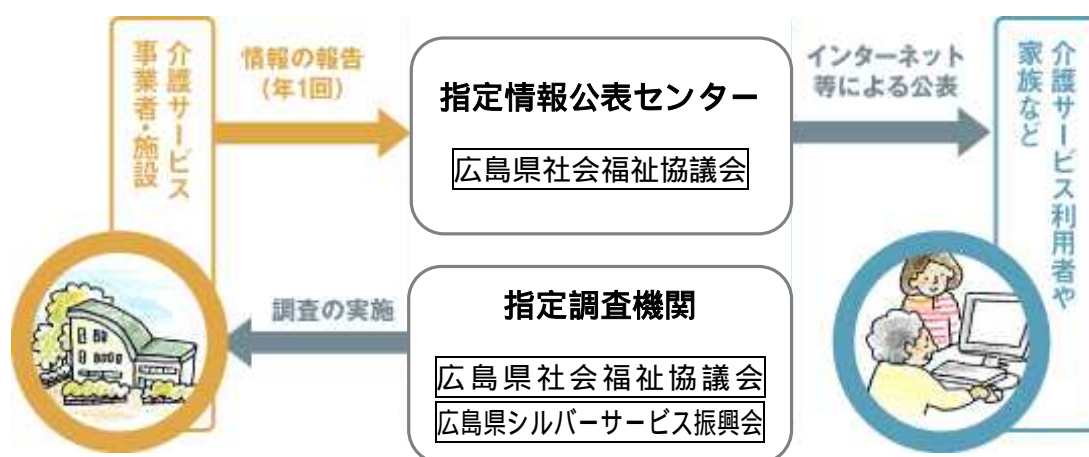
「介護サービス情報の公表」制度の概要

1 制度の趣旨

平成 18 年 4 月から介護サービス事業者は、年 1 回自らの介護サービスの内容や運営状況に関する情報の公表が義務付けられました。

この制度は、利用者やその家族が介護サービス事業者を選択する際に、事業者の情報を入手し、比較検討することにより、事業者を適切に選択することが可能になります。また、事業者においては「介護サービス情報の公表」を通じて、自らサービスの質の改善への「気づき」を得られる効果も期待されます。

2 制度のしくみ



介護サービス事業者は、年に 1 回、指定情報公表センターに介護サービス情報を報告します。報告された介護サービス情報のうち、基本情報については報告された内容を、調査情報については指定調査機関が事実確認の調査を行ったうえで公表します。

3 広島県における実施体制

広島県は、毎年、報告・調査及び情報公表に関する計画を作成し、公表します。

計画の詳細は広島県のホームページ (<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/>) をご覧ください。広島県の定める「介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画」に基づいて、社会福祉社団法人広島県社会福祉協議会が、情報公表センター・調査機関として指定を受け、実施します。

また、平成 21 年度から新たに、調査機関が追加され、社団法人広島県シルバーサービス振興会が指定を受けました。

4 対象サービス

平成 21 年度は、次のサービスが対象となっています。同類型（同一グループ）サービスを一体的に運営実施している場合は、一体的に報告・調査（ ）を行います。

また、原則として、次の各グループ区分において 印のサービスを「主たるサービス（本体サービス）」とします。

一体的に報告・調査とは・・・

「基本情報」は同一グループ内のサービスごとに報告します。「調査情報」は、原則主たるサービスについて報告・調査を行い、その他のサービスについては、主たるサービスの報告・調査をもって報告・調査を行ったものとみなします。

調査票様式	グループ	21 年度対象サービス(...本体サービス)	サービスコード
01	訪問介護	訪問介護	110
		介護予防訪問介護	610
		夜間対応型訪問介護	710
02	訪問入浴介護	訪問入浴介護	120
		介護予防訪問入浴介護	620
03	訪問看護	訪問看護	130
		介護予防訪問看護	630
		指定療養通所介護	155
04	訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーション	140
		介護予防訪問リハビリテーション	640
05	通所介護	通所介護	150
		介護予防通所介護	650
		認知症対応型通所介護	720
		介護予防認知症対応型通所介護	740
		指定療養通所介護	155
06	通所リハビリテーション	通所リハビリテーション	160
		介護予防通所リハビリテーション	660
		指定療養通所介護	155
07	特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	331
		介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	351
		地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	361
		特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス利用型)	335
		介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス利用型)	355

調査票 様式	グループ	21年度対象サービス(…本体サービス)	件数
08	特定施設入居者生活介護 (軽費老人ホーム)	特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)	332
		介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)	352
		地域密着型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)	362
		特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム・外部サービス利用型)	336
		介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム・外部サービス利用型)	356
09	特定施設入居者生活介護 (適合高齢者専用賃貸住宅)	特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅)	334
		介護予防特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅)	354
		地域密着型特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅)	364
		特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型)	337
		介護予防特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型)	357
10	福祉用具貸与	福祉用具貸与	170
		介護予防福祉用具貸与	670
		特定福祉用具販売	410
		特定介護予防福祉用具販売	440
11	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護	730
		介護予防小規模多機能型居宅介護	750
12	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護	320
		介護予防認知症対応型共同生活介護	370
13	居宅介護支援	居宅介護支援	430
14	介護老人福祉施設	介護老人福祉施設	510
		短期入所生活介護	210
		介護予防短期入所生活介護	240
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	540
15	介護老人保健施設	介護老人保健施設	520
		短期入所療養介護(介護老人保健施設)	220
		介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)	250
16	介護療養型医療施設	介護療養型医療施設	530
		短期入所療養介護(介護療養型医療施設)	230
		介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設)	260

5 対象事業者

	既存事業者 H21.3.1 以前に指定を受けた						新規事業者 H21.4.1 以降に指定を受けた		
	同一グループ内のサービスのいずれも介護報酬支払い実績 100 万円以下			同一グループ内のサービスのいずれかが介護報酬支払い実績 100 万円超					
	報告	調査	公表	報告	調査	公表	報告	調査	公表
基本情報	任意	-	任意	義務	-	義務	義務	-	義務
調査情報	任意	任意	任意	義務	義務	義務	任意	任意	任意

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間において、介護報酬支払い実績が、サービスごとに 100 万円を超える事業者

ただし、同一グループ内のサービスのいずれかの介護報酬支払い実績が 100 万円を超える場合は、同一グループ内のサービスは全て対象となります。

(例えば、「訪問介護」とともに「介護予防訪問介護」を実施している場合は、どちらかの前年度の介護報酬支払い実績が年間 100 万円を超える場合は両サービスとも対象となります。)

平成 21 年 4 月 1 日以降に指定を受けた事業者（新規事業者）

次の事業者については、対象外となります。

- ・ 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護のうち、養護老人ホームに係るもの
- ・ 介護療養型医療施設のうち入院患者の定員が 8 人以下である病院又は診療所に係るもの

本制度は介護保険法第 71 条及び第 72 条に規定される、いわゆるみなし指定事業所も対象になります。

6 公表される内容と方法

公表される介護サービス情報は、「基本情報」と「調査情報」です。

基本情報	職員体制，利用料金などの基本的な事実情報 事業者の報告したことがそのまま公表されます。
調査情報	介護サービスの内容，運営状況など 指定調査機関が事実確認の調査を行ったうえで公表されます。

計画年度中に新規に指定を受けた事業者については、調査情報は公表されません。

介護サービス情報（基本情報・調査情報）は、インターネットで公表されます。

7 事務手数料

介護サービス情報の公表の対象となる事業者は、広島県手数料条例に基づき、同類型介護サービスのグループ区分ごとに、次の手数料を納付していただきます。

区 分	手数料の額	
	既存事業者	新規事業者
公表事務手数料	10,900 円	10,900 円
調査事務手数料	28,100 円	-

平成 21 年 4 月 1 日より、公表事務手数料及び調査事務手数料が改定（減額）されました。

【事務手数料の請求事務等について】

事業者の事務負担の軽減を図るため、広島県介護サービス情報公表センター（以下、公表センター）が公表事務手数料及び調査事務手数料の請求・入金管理事務を一括して行います。調査実施後、調査事務手数料を調査機関へ送金します。

報告・調査・公表の手順

1 報告について

介護サービス情報の報告は、広島県の計画で指定された報告期日までに行います。

【注意！】平成 21 年度版システム導入の遅延に伴う報告方法の変更について

平成 21 年度版システムの導入について、現在、国において情報公表制度の追加サービスに係るシステム開発が行われておりますが、例年以上の時間を要しています。システムの導入は 9 月下旬を予定しており、それまでは平成 21 年度の報告を「報告システム」を利用して提出することができません。

そのため、8 月～10 月報告期日の事業者様の報告については、報告システム上ではなく、書面上（手書き調査票）でのやりとりとなり、昨年度とは報告の手順・方法が次のとおり異なりますので、ご注意ください。

事業者のみなさまには大変ご不便をおかけしますが、ご協力くださるようお願いいたします。

1. 公表センターから報告書類等の送付

報告期日の前月上旬に、公表センターから各事業者宛に次の報告書類等をお送りします。

平成 20 年度に公表を実施している事業者の場合

手書き用調査票（2 種類）

- ・基本情報調査票：平成 20 年度公表データ及び別紙平成 21 年度基本情報追加項目記入票（同一グループ内のサービス数分）

・調査情報調査票

調査票記入要領 等

平成 20 年度に公表を実施していない事業者の場合（追加対象サービス事業者等）

手書き用調査票（2 種類）

- ・平成 21 年度基本情報調査票（同一グループ内のサービス数分）

・平成 21 年度調査情報調査票

平成 21 年度 Excel 調査票（複写機能搭載）

上記手書き用調査票と同内容の Excel ファイル

調査票記入要領 等

手書き用調査票が Excel 調査票のいずれかで報告してください。

《同類型サービスを一体的に運営実施している事業者のみなさまへ》

同類型（同一グループ）サービスを一体的に運営実施している場合は、一体的に報告を行っていただきます。

一体的に報告とは…

基本情報… 同一グループ内のサービスごとにそれぞれ1部ずつ報告してください。

調査情報… 原則、主たるサービスについて1部報告してください。

その他のサービスについては、主たるサービスの報告をもって報告を行ったものとみなします。

詳細については、別冊の『調査票記入要領』を参照してください。

2. 調査票（基本情報・調査情報）の記入（入力）について

平成20年度に公表を実施している事業者の場合

平成20年度公表データが記載された基本情報調査票については、平成20年度の内容と異なる箇所について、朱書きで取消線を引き、その上に修正内容を記入します。

平成21年度に新たに追加された基本情報項目の別紙記入票及び平成21年度調査情報調査票については、もれのないようすべて記入をお願いします。

平成20年度に公表を実施していない事業者の場合（追加対象サービス事業者等）

（1）平成21年度手書き用調査票で報告する場合

公表センターからお送りする手書き用調査票に直接記入します。

（2）平成21年度Excel調査票で報告する場合

公表センターからお送りするCD-RWの中のExcel調査票を開き、入力します。入力終了後、上書き保存をしてください。

記入（入力）にあたっては、別冊の『調査票記入要領』を参照してください。

3. 事務手数料の納付及び調査票等の提出について

広島県の計画で指定された報告期日までに、調査事務手数料及び公表事務手数料（p.5）を納付していただきます。なお、振込は、報告書類一式に同封しています専用の振込用紙により、ゆうちょ銀行を除く金融機関でお願いします。

納付の際、金融機関から受け取る「振込金受取書」は大切に保管していただき、「振込受付証明書」を「手数料振込証明書提出票（様式3）」（p.23）の所定の位置に貼り付け、必要事項を記入していただき、調査票と併せて公表センターへ提出してください。

手書き用調査票を提出する場合

返信用封筒により、手書き用調査票及び手数料振込証明書提出票を郵送してください。

なお、提出される前に、必ず調査票のコピーをとっていただき、保管しておいてください。

Excel 調査票を提出する場合

返信用封筒により、エクセル調査票を上書き保存した CD-RW を郵送してください。提出される前に、必ずエクセル調査票のファイルをコピーして任意の場所に保存しておいてください。

平成 21 年 4 月 1 日以降の新規指定事業者について

新規指定事業者については、基本情報のみの報告となります。

平成 21 年度については、システム導入の遅延に伴い、準備でき次第、公表センターから報告依頼を行います。

平成 21 年 4 月 1 日～平成 21 年 8 月 1 日の新規指定事業者については、8 月中旬頃にまとめて報告書類等をお送りします。

平成 21 年 9 月 1 日以降の新規指定事業者については、指定を受けた月の中旬頃に公表センターから報告書類等をお送りします。

なお、9 月 1 日までの新規指定事業者については、手書き用調査票あるいは Excel 調査票のいずれかで、10 月 1 日以降の新規指定事業者については、報告システムあるいは手書き用調査票のいずれかで報告していただきます。

4. 調査票（基本情報・調査情報）の受理について

提出していただいた調査票（基本情報・調査情報）（新規事業者は「基本情報」のみ）は、公表センターで審査します。不備等があった場合は、修正をお願いします。

手数料の納付及び調査票（基本情報・調査情報）の審査（修正）が終了したことをもって、正式に「受理」とさせていただきます。

「受理済」となりましたら、指定調査機関による訪問調査の実施となります。受理要件を満たしていない場合は、訪問調査日を延期させていただくことがありますので、報告期日までに必ず手数料の納付と調査票の提出をお願いします。

2 調査について

指定調査機関が、広島県の計画で指定された月に、報告いただいた調査票（調査情報）の内容に基づき、事実確認のための訪問調査を行います。

1．指定調査機関から調査予定日の連絡

報告期日の前月上旬に、各事業者宛に調査予定日を連絡します。都合が悪い場合は、申し出により調査予定日を変更することができます。

2．指定調査機関から調査日（確定）等の連絡

報告期日の前月中旬に、調査予定日の変更希望等を調整後、改めて各事業者宛に調査日（確定）及び訪問する調査員、訪問調査にあたっての留意事項等について連絡します。

3．調査員からの事前連絡

訪問調査日の1週間前頃に、調査員から事業所等の担当者（調査票を記入された方等）に、電話で事前の連絡をし、調査日及び開始時間の確認等を行います。

その際、駐車場の利用の可否や、調査員が訪問するにあたって留意してほしいこと等がありましたら、調査員にお伝えください。

4．訪問調査当日

訪問調査は、調査員1人または2人で、面接の方法により行います。詳細については、『訪問調査の流れ』（p.10）を参照してください。

すべての調査項目について確認後、調査結果の内容に事実誤認がないことと調査結果がそのまま公表されることについての同意をいただき、調査は終了します。

5．指定調査機関での報告用調査票の確認

調査員から届いた報告用調査票（調査結果）は、調査結果欄に「あり」「なし」の記入もれがないか、その他欄への記入の表現が適切か、事業者の同意欄への記名捺印、調査員名が記載されているか等について、調査機関で確認します。確認の際、不備等があった場合には、調査員へ事実確認を行い、あらためて事業所の担当者へ連絡させていただくことがありますので、ご了承ください。

確認後、調査機関は調査結果を公表センターに報告します。

《報告・調査にあたって》

「介護サービス情報の公表」制度は、介護保険法に基づく都道府県の自治事務であり、公表事務及び調査事務等は都道府県単位で実施されます。

このため、基本情報調査票及び調査情報調査票の項目に対する解釈や、訪問調査の実施方法等について、厚生労働省の通知を基本としていますが、本制度の趣旨の範囲内で他の都道府県と若干違いが生じる場合がありますので、ご了承ください。

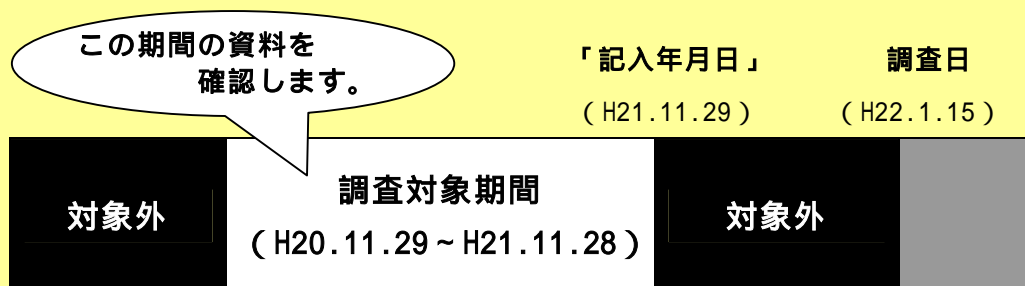
訪問調査の流れ

調査の事前準備について

各調査機関は、調査を円滑に進めるよう努めていきますが、事業者のみなさまにおかれましても、業務に支障のない範囲で、次のような事前準備をしてくださるようご協力をお願いします。

訪問調査で確認する資料は、基本情報調査票の「記入年月日」の前1年間のものが対象となります。

例示 調査日が平成22年1月15日、「記入年月日」が平成21年11月29日の場合



- (1) 提示する資料は、調査情報の項目順に整理してください。
- (2) 記録等の当該箇所に目印となるよう、付箋をつけてください。
- (3) 調査に使用する会議室等のスペースを確保してください。
- (4) 調査には、調査情報の報告内容を把握されている方が、同席してくださるよう調整をお願いします。
- (5) 調査当日は、調査情報調査票（控え）及び調査票記入要領をご準備ください。
なお、報告システムで報告後、公表センターから問い合わせがあり、報告内容に修正があった場合には、修正後（受理済）の調査情報調査票を印刷したものをご準備ください。

調査の方法

- (1) 調査は、調査情報項目について「あり」と報告された確認のための材料の有無を確認します。
- (2) 調査では、該当する記録等を1件、調査員に対して提示してください。
頻度の指定がある項目については、原則として12か月分(1年間分)を確認します。
(例：1か月に1回以上，3か月に1回以上，6か月に1回以上，定期的に)
- (3) 利用者ごとの記録等の確認では、記録のコピーではなく、原本を1件確認します。
- (4) 提示する資料は紙，電子媒体等どのような形式でもかまいません。
- (5) 調査情報の「確認のための材料」欄に、「A，B 又は C」と記載されている場合は，A，B，Cのいずれか一つを確認します。
「A，B 及び C」と記載されている場合は，A，B，Cの全てを確認します。
- (6) 「確認のための材料」欄に「利用者又はその家族」と記載している場合，「利用者又はその家族」にはその代理人も含むものとします。
- (7) 調査情報に予め記載している確認のための材料の名称は，一般的に考えられるマニュアル，実施記録等の名称を例示してあり，各事業者における具体的な確認のための材料の名称は異なっても差し支えありません。
なお，マニュアル等は，事業者自ら作成したもののほか，市販のマニュアル，テキスト等の活用の別を問いません。
- (8) 事業計画等については，事業所又は施設の単独の資料がなくとも，当該事業所又は施設にかかる事業計画であることが確認できれば差し支えありません。
- (9) 会議，研修会の実施記録の確認では，「名称」「開催日」「出席者」「実施内容(概要)」の4点すべての記載を確認します。
なお，各種研修については，事業者が自ら実施するもの，または外部の研修へ参加させるものの別を問いません。

平成21年度からの変更点！

(10) マニュアルや規程の有無について確認を行う調査項目は、その「確認のための材料」の存在が確認されたときは、当該調査年度の翌年度以降は特段の事情がない限り、あらためて当該確認済材料の確認を行うことはありません。

したがって、マニュアルや規程の有無について確認を行う調査項目について、平成20年度の調査結果が「あり」となっている場合は、平成21年度以降の面接調査時に改めて当該確認済材料を確認することはありません。

ただし、当該事業者が報告の対象外となり、あらためて報告の対象となった場合は、この限りではありませんので、ご注意ください。

個人情報の保護について

介護サービス情報の公表は、介護保険法第115条の29に基づき都道府県の自治事務として行うものであり、事業者は法令に基づいて個人情報を調査員に閲覧させるものであり、事業者は利用者の個人情報を調査員に閲覧させることについて、利用者個々の同意を得る必要はありません。（個人情報保護法第16条第3項第1号参照）

また、調査機関及び調査員には介護保険法の規定に基づく秘密保持義務が課せられています。

《同類型サービスを一体的に運営実施している事業者のみなさまへ》

同類型（同一グループ）サービスを一体的に運営実施している場合は，一体的に調査を行います。

一体的に調査とは…

同一グループ内で1部報告していただいた調査情報(原則主たるサービスについての報告)の内容に基づき，事実確認の調査を行います。その他のサービスについては，主たるサービスの調査をもって，調査を行ったものとみなします。

調査の確認方法について

- (1) 同一グループ内で，主たるサービスを含む複数のサービスが対象となっている調査情報項目の場合

原則，主たるサービスの資料を1件提示してください。

ただし，主たるサービスでは「確認事項」及び「確認のための材料」に該当する資料の提示ができない場合，また，主たるサービスの資料を提示したが，調査員の判断で，該当する資料ではなかった場合には，主たるサービス以外のその他の対象となっているサービスの資料を提示してください。

その他のサービスの資料で「確認事項」及び「確認のための材料」を満たしていると確認できれば，その確認をもって，主たるサービスを含む対象となっているサービスはすべて確認できたものとみなします。

- (2) 主たるサービス以外のその他のサービスが複数対象となっている調査情報項目の場合

「確認事項」及び「確認のための材料」に該当するその他のサービスのいずれかの資料を提示してください。

いずれかのサービスで確認できれば，その項目の対象となっているサービスは，すべて確認できたものとします。

- (3) 主たるサービス，その他のサービスのいずれか1つのサービスのみが対象となっている調査情報項目の場合

対象となっている当該サービスの資料を1件提示してください。確認できれば，「あり」となります。

訪問調査のタイムスケジュール例

【一日1グループ調査の例（施設系サービスの場合）】

時間	流れ
10:00 - 10:10	オリエンテーション 調査員の自己紹介, 調査目的の説明, 当日スケジュール・進め方等についての確認など
10:10 - 12:00	面接調査 「あり」と報告された「確認のための材料」について, その材料を提示していただき 調査員はその材料の有無を確認し 報告用調査票に結果を記入します。 施設見学 : 施設見学による確認が必要な場合（掲示物等）に実施します。
12:00 - 13:00	休憩（昼食等） 昼食は調査員が各自準備します。
13:00 - 14:15	面接調査（つづき）
14:15 - 14:30	調査結果の確認及び同意 調査結果を確認し, 内容に事実誤認がないこと及び調査結果がそのまま公表されることについて同意（記名・押印）をいただきます。 調査の終了

【一日2グループ調査の例（施設系グループ+居宅系グループの場合）】

時間	流れ
10:00 - 10:10	オリエンテーション
10:10 - 12:00	Aグループ（施設系）の面接調査 施設見学 : 施設見学による確認が必要な場合（掲示物等）に実施します。
12:00 - 13:00	休憩（昼食等） 昼食は調査員が各自準備します。
13:00 - 14:30	Aグループ（施設系）の面接調査（つづき） Aグループ（施設系）の調査結果の確認及び同意
14:30 - 16:30	Bグループ（居宅系）の面接調査 事業所見学 : 見学による確認が必要な場合（掲示物等）に実施します。 Bグループ（居宅系）の調査結果の確認及び同意 調査の終了

上記はあくまで例示であり, サービスの種類(調査項目数)や当日の進行状況により, 早く終了, または, 超過する場合があります。

施設見学の時間帯や, 2グループ同一日調査の場合の調査順序等当日の流れについて, 事業者及び調査員の双方協議のうえ, 決定しますので, 調査員からの事前電話の際, あるいは, 調査当日, 希望等を調査員にお伝えください。

3 公表について

ご報告いただいた「基本情報」と、同意をいただいた「調査情報の調査結果」は、調査を行った月の翌月末に「広島県介護サービス情報公表システム」により、インターネットで公表します。

【広島県介護サービス情報公表システム】

<http://www.hksjks.jp/kaigosip/Top.do>

《同類型サービスを一体的に運営実施している事業者のみなさまへ》

同類型（同一グループ）サービスを一体的に運営実施している場合は、報告・調査は一体的に行いますが、公表は、サービスごとにそれぞれの基本情報と調査情報が公表されます。

《公表されている情報の変更について》

公表されている情報について、基本情報に関する記入内容に変更が生じた場合は、「基本情報変更申請書」により変更手続きを行ってください。ただし、基本情報のうち、公表後に変更を行うことができるのは、次の事項のみです。

- a 事業所等を運営する法人等に関する事項
- b 介護（介護予防）サービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項
- c その他上記に関連し必要な事項（例：苦情対応窓口、サービス利用可能時間 等）

「基本情報変更申請書」に必要事項を記入していただき、郵送またはFAXにて提出してください。様式は、本手引きのp.24～25に掲載していますので、コピーしていただくか、広島県介護サービス情報公表センターのホームページからダウンロードもできます。

また、基本情報変更申請書の様式は、次のとおり2種類あります。変更する内容により異なりますので、該当する様式を使用して変更の手続きを行ってください。

（1）基本情報変更申請書（様式4）

公表されている事業者情報のうち、**法人名称・事業所名称・事業所所在地・事業所電話番号のいずれか**を変更したまたは変更する予定の場合は、この様式により申し出てください。

（2）基本情報変更申請書（様式5）

公表されている事業者情報（**様式4の事項以外で次の事項の内容**）を変更したい場合はこの様式により申し出てください。

- a 事業所等を運営する法人等に関する事項
- b 介護（介護予防）サービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項
- c その他上記に関連し必要な事項（例：苦情対応窓口、サービス利用可能時間 等）

その他

1 対象外事業者について

平成 20 年度（平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月）中の介護報酬支払い実績が 100 万円以下の事業者は、「対象外事業者申告書（様式 1）」（p.21）に必要事項を記入していただき、公表センターへ提出してください。

ただし、同類型（同一グループ内）の他のサービスを一体的に実施している事業者は、同一グループ内の全てのサービスについて介護報酬支払い実績が 100 万円以下の場合にのみ、提出してください。

広島県を通じて、広島県国民健康保険団体連合会による介護報酬支払実績額リスト（過誤調整後のもの）で確認でき次第、「対象外」の扱いとさせていただきます。

2 休止・廃止（指定辞退）を予定している事業者について

平成 21 年度（～平成 22 年 3 月 31 日）中に、休止又は廃止（指定辞退）をする予定が決まっている事業者は、「休止・廃止（指定辞退）予定申告書（様式 2）」（p.22）に必要事項を記入していただき、郵送または F A X にて公表センターへ提出してください。

保険者（広島県または市町）への届出の確認ができ次第、「対象外」の扱いとさせていただきます。

お問い合わせ先

公表内容，事業者の報告事務に関すること（指定情報公表センター）

広島県介護サービス情報公表センター

社会福祉法人広島県社会福祉協議会 公益事業部 管理課

〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2

TEL：082-254-3481 FAX：082-254-3080

ホームページ <http://www.hiroshima-fukushi.net/kohyo/>

調査事務に関すること（指定調査機関）

社会福祉法人広島県社会福祉協議会 公益事業部 管理課

〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2

TEL：082-254-3481 FAX：082-254-3080

社団法人広島県シルバーサービス振興会

〒734-0007 広島市南区皆実町 1 丁目 6-29

TEL：082-254-9699 FAX：082-254-9690

報告・調査・情報公表計画や介護サービス情報の公表制度全般に関すること

広島県 健康福祉局 社会福祉部 介護保険課

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

TEL：082-513-3206

「介護サービス情報の公表」に係る各種届出様式集

(様式1) 対象外事業者申告書

(様式2) 休止・廃止(指定辞退)予定申告書

(様式3) 手数料振込証明書提出票

(様式4) 基本情報(名称・所在地等)変更申請書

(様式5) 基本情報変更申請書

(様式1)

対象外事業者申告書

平成 年 月 日

広島県介護サービス情報公表センター 様

当事業所は、平成20年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日)中に、支払いを受けた介護報酬の額(利用者負担額を含む)が下記のとおり100万円以下であるため、「介護サービス情報の公表」の対象事業所に該当しないことを申告します。

事業所番号			
法人名称			
事業所名称	(サービス種別)		
事業所の 管理者名	印		
担当者名		電話番号	

支払いを受けた月	介護報酬額(利用者負担額分を含む)	支払いを受けた月	介護報酬額(利用者負担額分を含む)
平成20年4月		平成20年10月	
平成20年5月		平成20年11月	
平成20年6月		平成20年12月	
平成20年7月		平成21年1月	
平成20年8月		平成21年2月	
平成20年9月		平成21年3月	
		合 計	円

年間の合計額が100万円以下の場合、「介護サービス情報の公表」の対象外事業者となります

同一法人で複数のサービスを実施している場合は、サービスごとに記入し、提出してください。
同類系(同一グループ内)の他のサービスを一体的に実施している事業所は、**同一グループ内の全ての事業所について介護報酬額が100万円以下の場合、対象外となります。**

(例えば、「訪問介護」と「介護予防訪問介護」を実施している場合は、訪問介護については要介護者に関する介護報酬額、介護予防訪問介護については要支援者に関する介護報酬額をそれぞれ算出し、いずれのサービスも介護報酬額100万円以下の場合に対象外となります。)

支払いを受けた月は、国保連から介護報酬が支払われた月です。

公表センター記入欄

国保連(県)確認	広島県計画修正	報告システム修正	調査計画修正	調査員へ連絡
/	/	/	/	/

(様式2)

休 止 ・ 廃 止 (指 定 辞 退) 予 定 申 告 書

平成 年 月 日

広島県介護サービス情報公表センター 様

当事業所は、次のとおり、平成21年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日)中に、
休止又は廃止する予定なので、県への届出が済むまで、調査票の提出及び手数料の納付を行わ
ないことを申告します。

なお、申告した予定年月日に休止又は廃止することを取りやめた場合は、すみやかに広島県介
護サービス情報公表センターへ連絡するとともに、平成21年度「広島県介護サービス情報の報
告・調査・情報公表計画」に基づき、調査票の提出及び手数料を納付します。

平成21年度 広島県計画	報告月	月	調査月 (すでに調査日が決定している場合は調査月日)	月 (月 日)	公表月	月
サ ー ビ ス の 種 類 (休止又は廃止予定のサービスが複数 ある場合は、全て記入してください)						
休止又は廃止予定の事業所			事業所番号			
			名称			
			所在地			
休止・廃止(指定辞退)の別 (該当に を付してください)			休 止 ・ 廃 止 (指 定 辞 退)			
休 止 の 予 定 期 間			平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
廃止(指定辞退)の予定年月日			平成 年 月 日			
事 業 所 の 管 理 者 名			印			
担 当 者 名						
電 話 番 号			ファクス番号			

平成21年度「広島県介護サービス情報の報告・調査・情報公表計画」対象事業所の対象介護
サービスについて、申告してください。

複数サービスあっても、予定時期が異なる場合は、それぞれで申告してください。

公表センター記入欄

広島県計画入力	報告書修正	調査一覧修正	調査員へ連絡	県データ確認	公表停止・削除
/	/	/	/	/	/

手数料振込証明書提出票

平成 年 月 日

広島県介護サービス情報公表センター 様

当事業所が提供している介護サービスに関する情報について、次のとおり手数料振込証明書を提出します。

調査票様式 グループ (<input checked="" type="checkbox"/> してください)	訪問介護グループ(01) 訪問入浴介護グループ(02) 訪問看護グループ(03)		
	訪問リハビリテーショングループ(04) 通所介護グループ(05) 通所リハビリテーショングループ(06)		
	特定施設入居者生活介護(有料)グループ(07) 特定施設入居者生活介護(軽費)グループ(08)		
	特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅)グループ(09) 福祉用具貸与グループ(10)		
	小規模多機能型居宅介護グループ(11) 認知症対応型共同生活介護グループ(12)		
	居宅介護支援グループ(13) 介護老人福祉施設グループ(14)		
	介護老人保健施設グループ(15) 介護療養型医療施設グループ(16)		
主たるサービスの事業所名称			
事業所の管理者名		印	
介護サービス情報の公表担当者名			
電話番号		FAX番号	
手数料振込受付証明書 添付欄	ここに振込受付証明書を 貼り付けてください		
報告期日 月 日	本票は、調査票とともに報告期日までに広島県介護サービス情報公表センターへ送付してください。		

(様式4)

基本情報(名称・所在地等)変更申請書

(法人名称・事業所名称・事業所所在地・事業所電話番号の変更に関するもの)

平成 年 月 日

広島県介護サービス情報公表センター 様

事業所名

管理者名

印

介護サービス情報について、広島県介護サービス情報公表センターに提出した基本情報調査票に変更が生じたので、下記のとおり修正を申し出ます。

1 事業所の基本情報(現在の内容)

現在の基本情報		変更の有無
事業所番号		有・無
法人名称		有・無
事業所名称	(サービス種別)	有・無
事業所所在地	〒 -	有・無
事業所電話番号		有・無
担当者名		

2 変更内容(変更した項目のみ記入してください)

法人名称 の変更	新名称	
	変更年月日	平成 年 月 日
	県への届出	平成 年 月 日
事業所名称 の変更	新名称	
	変更年月日	平成 年 月 日
	県への届出	平成 年 月 日
事業所所在地 の変更	新所在地	〒
	変更年月日	平成 年 月 日
	県への届出	平成 年 月 日
事業所電話番号 の変更	新電話番号	
	変更年月日	平成 年 月 日

公表センター記入欄

広島県計画修正	報告システム修正	調査計画修正	調査員へ連絡	公表内容修正
/	/	/	/	/

(様式5)

基本情報変更申請書

(法人名・事業所名・事業所所在地・事業所電話番号を除く基本情報の変更に関するもの)

平成 年 月 日

広島県介護サービス情報公表センター 様

所在地

事業所名

サービス種類

事業所番号

管理者名

印

介護サービス情報について、広島県介護サービス情報公表センターに提出した基本情報調査票に変更が生じたので、下記のとおり修正を申し出ます。

変更内容 ()		
変更前		変更後
申請担当者	担当者名(所属)	()
連絡先	電話番号	

報告・調査・公表実施後、変更できる基本情報は、次の項目に限ります。

1. 事業所等を運営する法人等に関する事項
2. 介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項
3. その他上記に関連し必要な事項 (例: 苦情対応窓口、サービス利用可能時間)

(公表センター記入欄)

公表内容修正	
/	

参 考 資 料

- 「介護サービス情報の公表」に係る関連法令等 -

介護サービス情報の公表に係る関係法令等

介護保険法（抄）

（平成九年十二月十七日法律第百二十三号）

最終改正：平成二十年五月二十八日法律第四二号

第十節 介護サービス情報の公表

（介護サービス情報の報告及び公表）

第百十五条の三十五 介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス(以下「介護サービス」という。)の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報(介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うものとする。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による調査が終了した後、第一項の規定による報告の内容及び前項の規定による調査の結果のうち厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない。
- 4 都道府県知事は、介護サービス事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。
- 5 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定をした市町村長に通知しなければならない。
- 6 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設の指定若しくは介護老人保健施設の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

7 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第四項の規定による命令に従わない場合において、当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。

(指定調査機関の指定)

第百十五条の三十六 都道府県知事は、その指定する者(以下「指定調査機関」という。)に、前条第二項の調査の実施に関する事務(以下「調査事務」という。)を行わせることができる。

2 前項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。

3 都道府県は、地方自治法第二百二十七条の規定に基づき調査事務に係る手数料を徴収する場合においては、第一項の規定により指定調査機関が行う前条第二項の調査を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定調査機関に納めさせ、その収入とすることができる。

(調査員)

第百十五条の三十七 指定調査機関は、調査事務を行うときは、厚生労働省令で定める方法に従い、調査員に調査事務を実施させなければならない。

2 調査員は、調査事務に関する専門的知識及び技術を有するものとして政令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

(秘密保持義務等)

第百十五条の三十八 指定調査機関(その者が法人である場合にあっては、その役員。次項において同じ。)若しくはその職員(調査員を含む。同項において同じ。)又はこれらの職にあった者は、調査事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 指定調査機関及びその職員で調査事務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(指定情報公表センターの指定)

第百十五条の四十二 都道府県知事は、その指定する者(以下「指定情報公表センター」という。)に、介護サービス情報の報告の受理及び公表並びに指定調査機関の指定に関する事務で厚生労働省令で定めるもの(以下「情報公表事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。

3 第百十五条の三十六第三項及び第百十五条の三十八から前条までの規定は、指定情報公表センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「調査事務」とあるのは「情報公表事務」と、「指定調査機関」とあるのは「指定情報公表センター」と、「職員(調査員を含む。同項において同じ。)」とあるのは「職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(政令への委任)

第百十五条の四十三 この節に定めるもののほか、指定調査機関及び指定情報公表センターに関し必要な事項は、政令で定める。

介護サービス情報の公表制度に係る報告・調査・情報公表計画

「介護サービス情報の公表」制度の施行のため、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の2第1項に規定する「介護サービス情報の報告に関する計画」、同施行令第37条の5第1項に規定する「調査事務に関する計画」及び同施行令第37条の11において準用する第37条の5第1項に規定する「情報公表事務に関する計画」を次のとおり定める。なお、「介護サービス情報の報告に関する計画」、「調査事務に関する計画」及び「情報公表事務に関する計画」を、介護サービス情報の公表制度に係る報告・調査・情報公表計画（以下「計画」という。）として一体的に定める。

平成21年5月

広島県知事 藤田雄山

1 計画の基準日

平成21年4月1日

2 計画の期間

平成21年5月28日から平成22年3月31日

3 対象となる介護サービス事業者

平成21年度に対象となる35サービス（ ）を提供する事業者のうち、次の要件を満たす者。

- (1) 平成21年4月1日以降、新たに介護サービスの提供を開始する事業所（以下「新規事業所」という。）
- (2) 基準日前1年間における介護報酬の受領額が100万円を超える事業所（以下「既存事業所」という。）

平成21年度対象サービス

1 訪問介護、2 訪問入浴介護、3 訪問看護、4 訪問リハビリテーション、5 通所介護、6 通所リハビリテーション、7 短期入所生活介護、8 短期入所療養介護（介護老人保健施設、介護療養型医療施設）、9 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム、軽費老人ホーム、適合高齢者専用賃貸住宅）、10 福祉用具貸与、11 特定福祉用具販売、12 夜間対応型訪問介護、13 認知症対応型通所介護、14 小規模多機能型居宅介護、15 認知症対応型共同生活介護、16 地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム、軽費老人ホーム、適合高齢者専用賃貸住宅）、17 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、18 居宅介護支援、19 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、20 介護老人保健施設、21 介護療養型医療施設、22 介護予防訪問介護、23 介護予防訪問入浴介護、24 介護予防訪問看護、25 介護予防訪問リハビリテーション、26 介護予防通所介護、27 介護予防通所リハビリテーション、28 介護予防短期入所生活介護、29 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設、介護療養型医療施設）、30 介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム、軽費老人ホーム、適合高齢者専用賃

貸住宅)、31 介護予防福祉用具貸与、32 特定介護予防福祉用具販売、33 介護予防認知症対応型通所介護、34 介護予防小規模多機能型居宅介護、35 介護予防認知症対応型共同生活介護

ただし、次の事業所については、対象外とする。

特定施設入居者生活介護のうち養護老人ホーム、介護療養型医療施設のうち入院患者の定員が8人以下である病院又は診療所に係るもの、地域密着型特定施設入居者生活介護のうち養護老人ホーム、介護予防特定施設入居者生活介護のうち養護老人ホームを提供する事業所

同一事業所において、一体的な調査の対象となる介護サービス()を提供している場合であって、当該サービスのいずれについても、計画の基準日前の1年間において対価として支払いを受けた金額が100万円以下である事業所

一体的な調査の対象となる介護サービス区分とは、介護保険法施行規則第140条の30第1項第1号イからヨを指す。

一体的な調査の対象となる介護サービス区分

- 1 訪問介護 + 介護予防訪問介護 + 夜間対応型訪問介護
- 2 訪問入浴介護 + 介護予防訪問入浴介護
- 3 訪問看護 + 介護予防訪問看護 + 指定療養通所介護
- 4 訪問リハビリテーション + 介護予防訪問リハビリテーション
- 5 通所介護 + 認知症対応型通所介護 + 介護予防通所介護 + 介護予防認知症対応型通所介護 + 指定療養通所介護
- 6 通所リハビリテーション + 介護予防通所リハビリテーション + 指定療養通所介護
- 7 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム) + 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム(外部サービス利用型)) + 地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム) + 介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム) + 介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム(外部サービス利用型))
- 8 特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム) + 特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム(外部サービス利用型)) + 地域密着型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム) + 介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム) + 介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム(外部サービス利用型))
- 9 特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅) + 特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅(外部サービス利用型)) + 地域密着型特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅) + 介護予防特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅) + 介護予防特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅(外部サービス利用型))
- 10 福祉用具貸与 + 特定福祉用具販売 + 介護予防福祉用具貸与 + 特定介護予防福祉用具販売
- 11 小規模多機能型居宅介護 + 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 12 認知症対応型共同生活介護 + 介護予防認知症対応型共同生活介護
- 13 居宅介護支援
- 14 介護老人福祉施設 + 短期入所生活介護 + 介護予防短期入所生活介護 + 地域密着型介護

老人福祉施設入所者生活介護

15 介護老人保健施設 + 短期入所療養介護（介護老人保健施設） + 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）

16 介護療養型医療施設 + 短期入所療養介護（介護療養型医療施設） + 介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

4 指定調査機関及び指定情報公表センター

指定調査機関	社会福祉法人広島県社会福祉協議会 〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2 TEL 082-254-3481 FAX 082-254-3080 E-mail koueki@hiroshima-fukushi.net 社団法人広島県シルバーサービス振興会 〒734-0007 広島市南区皆実町一丁目 6-29 (財)広島県健康福祉センター内 TEL 082-254-9699 FAX 082-254-9690 E-mail peqqu001@hiroshima-silver.or.jp
指定公表機関	社会福祉法人広島県社会福祉協議会 〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2 TEL 082-254-3481 FAX 082-254-3080 E-mail koueki@hiroshima-fukushi.net

5 報告の方法，提出期限及び提出先

(1) 新規事業所

指定情報公表センターから報告書の様式を入手し，事業を開始しようとする2週間前までに必要事項を記入した報告書を指定情報公表センターに提出する。

(2) 既存事業所

指定情報公表センターから報告書の様式を入手し，この計画に定める報告期限までに必要事項を記入した報告書を指定情報公表センターに提出する。

なお，各既存事業所の報告期限，調査月及び公表月は，別紙のとおり。

6 その他

既存事業所は，円滑な調査に支障がある場合は，指定情報公表センターに理由を付して申し出ることにより，調査月等の調整を求めることができる。